

## 全学公認団体の安全性の保証について (2)

【ご質問】（投稿日：2018年2月9日）

「全学公認団体の安全性の保証について」に対するご回答の解釈についてですが、「全学公認団体とは、あくまでも『京都大学学内団体規程』に基づいて事務手続きを経て承認された団体のことであって、公認団体として明らかにふさわしくない行為を認識すれば公認を取り消すこともあるが、認識しなければそのままであり、単に公認されているという事実のみをもって公認団体としてふさわしい団体であると京都大学が保証するものではない。すなわち、京都大学は全学公認団体が安全な団体であると保証するものではない」という解釈でよろしいでしょうか。

【回答】（回答日：2018年2月16日）

（教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛）

先のご質問への回答（投稿日2018年1月29日、回答日2018年2月9日）のとおりです。